

事業主 様

千葉県医業健康保険組合  
理事長 永 篤 嘉 嗣  
( 公 印 省 略 )

### 健康保険料率決定通知書

当組合の令和8年度健康保険料率は、令和7年度と同様「1,000 分の 97.8」とし、健康保険料率の内訳(健康保険法第 160 条第 14 項及び第 15 項)は、下記のとおり変更となりました(任意継続被保険者も同様の変更です)。

なお、決定後の健康保険料率は、令和8年3月分保険料(令和8年4月納付分)から適用となります。

ただし、法第3条第4項の規定による任意継続被保険者については、令和8年4月分保険料から適用となります。

#### 記

#### 内 訳

(変更前) 令和7年3月分保険料(4月納付分)から適用

	(基本保険料率)	(特定保険料率)	(調整保険料率)	(合計保険料率)
事業主	30.245/1,000	18.005/1,000	0.650/1,000	48.900/1,000
被保険者	30.245/1,000	18.005/1,000	0.650/1,000	48.900/1,000
計	60.490/1,000	36.010/1,000	1.300/1,000	97.800/1,000

(変更後) 令和8年3月分保険料(4月納付分)から適用

	(基本保険料率)	(特定保険料率)	(調整保険料率)	(合計保険料率)
事業主	30.690/1,000	17.570/1,000	0.640/1,000	48.900/1,000
被保険者	30.690/1,000	17.570/1,000	0.640/1,000	48.900/1,000
計	61.380/1,000	35.140/1,000	1.280/1,000	97.800/1,000

※合計保険料率は、前年度と同様の 97.8/1,000 となります。